

# 米国の相互関税と国際通商秩序

国際法学会エキスパート・コメント No. 2026-7

秋山公平（新潟大学 准教授）

脱稿日：2026年5月28日

## I 序論

2025年1月のトランプ大統領の就任以降、相互関税を含む通商措置が相次いで導入されました。本稿では、関税の意義および米国内法上の根拠を整理したうえで、相互関税の合憲性および今後の見通しを示し、米国が関税措置に訴える背景から、現在の国際通商秩序に向けられた批判を明らかにし、今後の日本の通商政策に関する展望を示します。

## II 関税措置の経緯

トランプ大統領は、就任初日の2025年1月20日、「[米国第一の通商政策](#)」を発表し、同年4月までの通商政策の包括的見直しを指示しました。同年2月1日には、移民やフェンタニル対策を理由に、1977年国際緊急経済権限法（International Emergency Economic Powers Act: IEEPA）に基づき、[カナダ・メキシコ](#)産品に25%、[中国](#)産品に10%の追加関税を発表しました（以下、単に「フェンタニル関税」）。同月10日には、1962年通商拡大法232条に基づき、[鉄鋼・アルミニウム](#)に対する関税措置の再強化を発表し、同年6月4日に関税率を50%に引き上げました。また、同じく232条に基づき、同年3月26日には、[自動車・同部品](#)に対する25%の追加関税を発表しました。さらに、「解放の日」と銘打った2025年4月2日には、貿易相手国との相互性の欠如が異常な脅威を構成しているとして国家非常事態を宣言し、「相互関税」を[発表](#)して、ほぼ全ての貿易相手国に対する一律10%の関税、および57か国に対する追加関税の導入を発表しました。

米中間では、高関税の応酬が懸念されましたが、2025年10月30日、関税引下げや一時停止（2026年11月10日まで）で[合意](#)がなされ、[EU](#)や[日本](#)との間でも、同年7月、相互関税を15%まで引き下げる等の合意がなされています。

関税措置が継続するなか、2026年2月20日には、米最高裁判所が、IEEPAに基づく大統領によるフェンタニル関税と相互関税の賦課を違法と判断し、同日、トランプ大統領は、同法による関税を[停止](#)し、1974年通商法122条に基づく暫定関税を[発表](#)しています。

## III 関税の意義とWTO協定上の位置づけ

関税は、輸出入の際に課される税金であり、通常は輸入関税を意味します。[米国](#)では、米国税関・国境警備局が、米国輸入業者に直接請求します。関税のコストは輸出業者にも転嫁可能ですが、ニューヨーク連邦準備銀行の[調査](#)によれば、90%以上を米国の企業と消費者が

負担しています。最近の調査では、米国民の 60%以上が関税に反対しています。

第二次世界大戦後の国際通商秩序は、戦前の保護主義的な関税の引上げによって戦争が引き起こされたとの反省をもとに、自由・無差別・多角的な貿易自由化を達成し世界に平和と繁栄を保障する必要があるとの使命感のもとに形成され、数次の交渉を経て、段階的に関税を引き下げてきました。関税及び貿易に関する一般協定（GATT）2条は、締約国は関税譲許表で示した待遇より不利でない待遇を与え、譲許表の修正が必要な場合には 28条で交渉を義務付けています。また、GATT1条（最恵国待遇義務）は、関税に関する特権・免除を全締約国に付与すると定め、世界貿易機関（WTO）の締約国間の差別を禁止しています。この点、近時の米国の関税措置では、安全保障上の懸念が強調されており、自国の安全保障上の重大な利益を理由とした差別的待遇の正当化（例えば GATT21条）が主張される可能性が高く、さらに、米国は、自国の安全保障上重大な利益に関する措置について、WTO 紛争処理機関がその合法性を判断すべきではない、との立場をとっています。

#### IV 米国関税政策の展開

米国憲法は、関税を課す権限を連邦議会のみ付与しています。しかし、連邦議会は、様々な通商法を通じ、関税を含む通商措置を講ずる権限を大統領に委任しています。1995年のWTO 設立以降、大統領による通商権限の行使は減少傾向にありましたが、2018年以降、第一次トランプ政権は、WTO への不信感を背景として、1974年通商法 201条、1962年通商拡大法 232条、および 1974年通商法 301条に基づく委任権限を行使し、米国の様々な輸入品に対して、主に 10～25%の範囲で関税を引き上げました。

通商法 201条は、米国国際貿易委員会が、輸入の急増が米国産業に重大な損害を与えている、あるいはその恐れがあると判断した場合、大統領が一時的な関税その他の通商措置を講ずることを認めています。通商拡大法 232条は、商務省が、特定製品が、米国の国家安全保障を損なう恐れがあるような数量または状況下で輸入されていると判断した場合、大統領が輸入を調整することを認めるものです。そして、通商法 301条は、米国通商代表部が、米国の貿易相手国が貿易協定上の約束に違反している、あるいは米国の通商に負担や制限をもたらす差別的または不当な慣行を行っている、あるいは貿易協定上の譲許を停止したり、輸入制限を課したりできることを規定しています。第一次トランプ政権は、232条に基づく鉄鋼・アルミ関税および 301条に基づく対中関税を導入しましたが、これらの措置は各国の強い反発を招き、報復関税や WTO での紛争を引き起こしました。中国は、米国による鉄鋼・アルミニウムに対する 232条関税について WTO 紛争処理手続を提起し、パネルはこれを WTO 協定違反と認定するとともに、安全保障例外による正当化も否定しました。これに対し、米国は、機能停止中の上級委員会に上訴することで、審理を事実上停止させる戦略をとっています。

なお、通商法第 301条および通商拡大法第 232条に基づく関税措置は、バイデン政権でも維持・強化されており、こうした対中政策は米国の一貫した政策を形成しています。第二

次トランプ政権は、相互関税により関税政策を拡張し、同盟国を含む広範な国を対象としている点で、対中措置が中心であった第一次政権と異なります。相互関税の根拠となる [IEEPA](#) は、大統領が、[国家非常事態法](#) に基づいて国家非常事態を宣言した場合に、輸入の「規制」や「禁止」を含めて、大統領に広範な経済的権限を与えるものです。

## V 米国制度問題

米国内では大統領に委任された通商権限の範囲が問題になってきました。第 119 回議会では、大統領の権限を制限し議会の役割を強化する様々な法案が[提出](#)されています。

### (1) 米裁判所の動向

従来の米裁判所は、大統領が「[立法府の単なる代理人](#)」である場合、議会在行政府の行動を規律する「[明確な原則](#)」を定める場合、または根拠法令に関する「[明白な解釈上の誤り](#)」が存在しない場合に、大統領の裁量を認めてきました。通商拡大法 232 条に関しては、2019 年 3 月 25 日に、国際貿易裁判所が、原告らの違憲の主張を[退け](#)ています。この判断は、同法が大統領の行為に明確な条件を定めているため合憲とする 1976 年の[最高裁判断](#)を踏襲したもので、2020 年 2 月 28 日に、連邦巡回控訴裁判所によって[支持](#)されています。

こうした大統領の裁量に対し、相互関税に関する一連の判決では、大統領の権限を制限する方向で判断が示されている点が注目されます。ラーニング・リソース社事件では、[コロンビア特別区連邦地方裁判所](#)が、ならびに V.O.S.セレクトジョンズ社事件では、[国際貿易裁判所](#)および[連邦巡回控訴裁判所](#)が、IEEPA は大統領に関税を賦課する権限を付与していないと判断しました。トランプ大統領は、これらの判決を最高裁に[上訴](#)しましたが、2026 年 2 月 20 日、最高裁は、控訴裁判所の判断を支持し、IEEPA は大統領に輸入を「規制」する権限を付与する一方で、広範な関税権限を認めるには議会の明確な委任が必要、との[判決](#)を下しました。

### (2) 今後の見通し

最高裁判決後、トランプ大統領は、IEEPA による関税の適用を停止し、代わりに通商法 [122 条](#)に基づき、国際収支問題等を理由に、10%の関税を賦課する[大統領布告](#)を発表し、併せて通商法 301 条に基づく調査を[指示](#)しました。122 条措置は 150 日間（2026 年 7 月 24 日まで）の有限措置であり、延長には議会承認が[必要](#)です。2026 年 5 月 7 日、国際貿易裁判所は、上記大統領布告が 122 条のもとでの「国際収支の赤字」を特定しておらず無効、との[判断](#)を下しており、今後も本件措置の合法性に関する議論が継続する見込みです。

最高裁判決では徴収済みの関税の還付について言及はありませんでしたが、国際貿易裁判所は、3 月 4 日に、清算前の関税に関する還付を[命じ](#)、同月 27 日には、清算後の関税も還付するよう命令を[修正](#)しました。米税関は 4 月 20 日より[還付手続](#)を開始しています。

上記最高裁判決により、IEEPA に基づく措置は排除されましたが、関税をめぐる議論は

終結しそうにありません。鉄鋼や自動車部品等に対する関税の多くは、通商拡大法 232 条や通商法 301 条といった権限に依拠しており、企業や貿易相手国は、米国の関税措置に関する今後の展開を見極める必要があります。

## VI 戦後国際通商秩序の転換点

これまで米国は一貫して WTO 体制の問題点を指摘してきました。2017 年以降の WTO 上級委員会の委員任命停止も、WTO への批判という面で相互関税と共通の基礎を有しており、こうした批判はバイデン政権でも維持されました。

2025 年 12 月の WTO 改革に関する米国の文書では、従来の立場に沿って、WTO に対する深刻な懸念が示されています。同文書は、WTO が深刻かつ持続的な不均衡を助長し、生産能力の過剰と集中によって、多くの国に危険な依存関係と脆弱性をもたらしたこと、また、一部の国による他国の製造業能力の低下を目的とした略奪的な経済政策が世界経済にとって最大の脅威であり、WTO がこれらの課題に対処できていない、と指摘しています。

不均衡の問題は、相互関税導入の根拠でもあり、米国は、WTO の最恵国待遇義務が、加盟国間の差別禁止にとどまり、更なる自由化を要求するものではなく、米国が経済を開放してきた一方で、他国による非相互的な貿易慣行の維持を可能にした、と批判しています。

また、米国は、生産能力過剰と生産の過度な集中、およびそれらを悪用した経済の武器化という重大な構造的問題を指摘しています。特に、米国は、中国による強制技術移転やその他の知的財産権侵害を長年問題視しており、さらに、中国の国有企業や不透明な補助金といった不正な政策や慣行が、鉄鋼・アルミニウム等の過剰生産につながり、供給網の脆弱性をもたらしているとして、具体的な懸念を表明してきています。米国の関税政策の再興は、WTO の構造的限界を反映しており、戦後の国際通商秩序は重大な転換点を迎えています。

## VII 結論

関税は再び米国通商政策の中心的手段となりました。この変化は、WTO 協定ひいては戦後国際通商秩序が現実的課題に対処できていないという構造的限界に起因しています。今後、国際通商分野における多国間協調を維持できるかは、既存ルールと新たな経済的現実との間の乖離をいかに調整できるかにかかっています。

日本は「総合経済対策」および「通商戦略 2025」のなかで、日本経済の成長力と安全保障基盤を同時に強化する必要性を強調しています。日本にとって、成長基盤の確保のため、自由で公正な国際経済秩序の維持が最重要課題であり、今後も多国間主義を基盤としつつ、同志国と協力して予見可能で安定的な国際経済環境を確保していく必要があります。米国では自由貿易協定への支持は弱まっていますが、包括的かつ漸進的な環太平洋パートナーシップ (CPTPP) は、ルール基盤の経済秩序を具体化した枠組みとして、EU を含む多くの国から関心を集めています。経済安全保障に留意しつつ自由貿易の理念を維持し、高水準の規律形成を主導していくために、日本の果たすべき役割が極めて重要になっています。